

事前評価票

施策等名	駐車場法の一部改正	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局街路課 (松谷春敏)
施策等の概要	<p>駐車場法第2条第4号の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下両者をあわせ「自動二輪車」という。）を加える。【第164国会において、駐車場法（昭和32年法律第106号）の一部改正を含む「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」として提出】</p>		
施策等の目的	<p>都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与する。</p>		
関連する政策目標	20) 都市交通の快適性、利便性の向上		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
施策等の必要性	<p>○目標と現状との間の問題点 自動二輪はその大きさや道路交通法上の取扱いなど自動車と同等の影響を道路交通に与えるものであるが、これまで駐車場整備地区等の施策対象にされておらず、地域によっては都市機能に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>○原因分析・課題の特定 しかしながら、自動二輪車の駐車需要に対する駐車場供給量は、絶対的に不足している状況であり、自動二輪車を施策対象とする必要がある地域においては、自動二輪車の駐車場の整備推進と適正な管理運営を図ることにより、自動二輪車の駐車対策を早急に講じる必要がある。</p> <p>○導入する施策の具体的内容 自動車二輪車の駐車場の整備を促進するために、駐車場の整備対象に大型二輪車及び普通自動二輪車を含めることとする。</p>		
社会的ニーズ	<p>駐車場法上の「自動車」に自動二輪車を含めるよう改正してほしい旨の要望を各方面から受けているほか、先の道路交通法の改正の際の国会における質疑で自動二輪車の駐車場所確保に関する国の取り組みが質されているほか、テレビ・新聞でも自動二輪車の駐車問題が取り上げられている。</p>		
行政の関与	<p>駐車場利用者の生命・身体の安全、財産権の保護、周辺道路交通の安全確保に寄与するため、一定の駐車場について、構造及び設備の基準に適合する義務、設置の届出義務、管理規程の届出義務等を課し、都道府県知事等の監督に服させることにより、駐車場の適正な管理運営を確保する必要がある（従来からの規制の対象に自動二輪車の駐車場が加わる。）。</p>		
国の関与	<p>駐車場整備地区内等の駐車場の管理者等に対して規制を行うものであることから、国において法整備を行う必要がある。</p>		
施策等の効率性	<p><期待される効果> 駐車場整備地区の都市計画決定及び市町村による駐車場整備計画の策定に当たり、自動二輪車の駐車需要を加味することができるようになること、駐車施設の附置義務（一定の建築物の新築等について駐車施設を附置する義務。地方公共団体が条例で課すことができる。）の対象車種に自動二輪車を加えることができるようになること等により、自動二輪車の駐車場の整備が促進され、都市機能の快適性、利便性の向上が図られる。</p> <p><想定される負担> ○ 駐車場管理者に対して、駐車場の設置に係る必要事項、業務運営に係る管理規定等について、都道府県知事への届出義務等が生じるが、これらは、</p>		

	<p>自動二輪車以外の自動車の駐車場には従前から適用されていたものである。</p> <p>○ 地方公共団体が定める条例に基づき、自動二輪車を含めた駐車施設の附置義務が課されるが、駐車需要を生じさせる程度の大きい一定の建築物の新設等をする者に限定し、かつ、発生が予想される駐車需要の範囲内で必要最小限の規制が実施されるものであり、負担は最小限のものである。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>上記のとおり、自動二輪車の駐車場の整備推進と適正な管理運営を図ることにより、自動二輪車の駐車対策が図られる。</p> <p>また、駐車場整備地区を定める等に際しては、円滑な道路交通を確保するため、公安委員会の意見を聴いていることから、道路交通取締りとの相乗効果が見込まれる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>—</p>

(注) 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、「RIA(規制影響分析)導入の推進【16年度以降逐次実施】」が明記されたことを踏まえ、当面、評価票に上記☆の記載事項を追加することにより規制影響分析を試行的に実施する。